

建築士を対象とする講習の指定（更新）について

令和3年6月15日

建築士を対象とする講習の指定に関する要綱(昭和61年茨城県告示第1455号)第3条第1項の規定に基づき、下記の講習を、建築物の設計及び工事監理に必要な知識並びに技能の維持向上を図る上で奨励すべきものとして指定した。

記

- 1 実施法人の名称、代表者の氏名及び住所
 - (1) 名 称 一般社団法人茨城県建築士会
 - (2) 代表者 会長 柴 恭
 - (3) 住 所 水戸市笠原町 978 番 30

- 2 定期講習又は特別講習の別
定期講習

- 3 講習の名称、目的及び対象者
 - (1) 名 称 建築士会技術講習会
 - (2) 目 的 建築士の資質の向上を図り、もって建築設計・工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする。
 - (3) 対象者 建築士一般

- 4 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間
 - (1) 実施頻度 年1回以上
 - (2) 実施時期 通年
 - (3) 実施期間 1日間

- 5 講習の実施場所
受講者数、利便性等を考慮して、県内において1以上の場所にて開催する。

6 講習の科目及び時間

法制度編	80分
建築設計全般編	130分
建築施工全般編	110分

7 講師選任の方針

講習の科目に関し専門的知識を有し、かつ講師として経験を有する等、講師としてふさわしい者を選任する。

8 受講料に関する事項

受講料は、会場費・広告宣伝費・講師料・旅費・人件費・テキスト代・印刷費等の所要経費からみて適正でかつ受講者の過大な負担にならないよう留意し決定する。

9 指定の期間

令和3年6月15日から令和8年3月31日までとする。